

第5回鳥羽市都市再生協議会 議事録

1. 日時 令和7年6月12日(木) 13時30分～15時10分

2. 場所 鳥羽市役所西庁舎 3階 中会議室

3. 出席者

浅野 聡 委員(会長)
三宅 諭 委員
中村 菊洋 委員
斎藤 陽二 委員
前田 康裕 委員
安野 武治 委員
村山 陽介 委員
齋藤 猛 委員
寺田 慎 委員
田畑 詩麻 委員
竹内 豪 委員(オブザーバー)

4. 事務局

建設課副参事

鳥羽 学

建設課まちづくり整備室

重見 昌利 副室長

西井 一孝 係員

日本工営都市空間株式会社 都市再生部都市交通課

高柳 澄人 係長

池田 達哉

5. 開会

事務局 : 定刻となりましたので、第5回鳥羽市都市再生協議会を開催させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます建設課の鳥羽と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

前回の会議では、居住と都市機能を誘導する区域について、前々回の会議に続いてご議論いただき、概ねその方向性についてご了承をいただいたところです。今回は、前回の会議でも議論した誘導施設について、ご意見を基に修正を加えたものをお示しするのと、防災指針についても考え方をお示しいたします。また、7月12日に開催しますま

ちづくりフォーラムについて、当日の説明資料等についてご確認いただきますので、ご協議いただきますようお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

不足等はありませんでしょうか。

事務局 : 続きまして、本日の出席者数を報告させていただきます。

鳥羽市都市再生協議会設置要綱第6条第2項において、会議は、委員の半数以上の出席がなければならないと規定しております。本日、委員総数12名のうち10名のご出席をいただいておりますことから、この会議が成立していることを報告させていただきます。なお、清水委員と江崎委員につきましては、欠席との連絡をいただいております。なお、オブザーバーでありますUR都市機構の竹内様につきましても、出席をいただいておりますのでよろしく申し上げます。

前回の会議で、人事異動等で変更になられた委員様に自己紹介をいただいておりますので、三重県都市政策課の安野班長から、簡単に自己紹介をお願いします。

(自己紹介)

事務局 : ありがとうございます。それではお手元の会議次第に基づき、進めさせていただきますが、ここからの進行は会長にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

会長 : 委員の皆様お忙しい中、第5回鳥羽市都市再生協議会にお忙しいところご出席いただきましてどうもありがとうございます。

本日の議題に入る前に、前回の協議会でいただいたご意見の対応表と、誘導区域の検討について前回からの修正版を参考資料として付けていただいておりますので、先ずそちらの説明を事務局からお願いします。

事務局 : (参考資料1 意見対応表(第4回鳥羽市都市再生協議会)、
参考資料2 誘導区域の検討(前回からの修正版)について説明)

会長 : はい。ただ今説明がありました前回会議の内容ですが、委員の方から質問やご意見がありましたらお願いします。

A委員 : 意見対応表のNO.14からNO.17までの高台市街地の検討について、具体的な候補地は公表しないという認識でよろしいでしょうか。

事務局 : 高台市街地の検討については取扱いが難しいと感じています。ただ都市計画審議会の意見では、計画書に載せたほうがいいとのご意見をいただいております。どこまで具体的に載せるかは別途相談させていただきたいですが、少なくとも考え方は示すことを想定しています。

A委員 : 具体的な候補地は載せない方がいいと思います。載せるのであれば、

- 場所が特定できないようにするなどの表現の工夫が必要だと思います。
- 事務局 : こちらからの質問で申し訳ありません。例えば事前復興まちづくり計画を策定するとき、高台市街地の形成について掲載があるところは、既に合意が得られたうえで公表しているのでしょうか。
- A委員 : おそらく合意が得られたうえで公表していると思われます。内部の検討資料であれば問題ないと思いますが、具体的な場所を示して公表するのはできるだけ避けた方がよいと思いますのでご検討ください。
- 事務局 : 現在示している候補地の範囲では、場所が特定され支障があるとのことでしょうか。
- A委員 : そうだと思います。
- 事務局 : UR 都市機構のご意見を伺いたい。
- B委員 : A委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、資料を公表しなければならいけないのであれば、これくらい抽象的に示されていればそんなに影響ない可能性はあるかと思います。ただ、求められているものと伝えなくてはいけないこととのバランスを見なくてはいけないと思います。候補地を沢山挙げておけば、絞り込みが難しくなるのではないかと思います。
- 事務局 : 必要とする高台面積が概ね 50 ヘクタールであるとする、1箇所 10 ヘクタールの土地が 5 か所程度必要という検討になります。それで 5 か所の候補地を地図上に示しています。
- A委員 : 検討することは必要であると思いますが、公表するのであれば表現をもっと考える必要性があると思います。
- 会長 : それではゾーニングは、もう少し広げることにはいたしますか。点線で抽象的に表現するのは如何でしょうか。
- A委員 : 既存の住宅地と重なるように広げるとか、現在の中心から広げるとか如何でしょうか。
- 事務局 : 了解いたしました。検討させていただきます。
- 会長 : 住民説明会では、ある程度の広範囲を指定しておいて、どれだけの面積を確保しようとしているかまでは伝えることは問題ないと思います。ただ、詳細には指定することはできませんので、ある程度抽象的に示すため広範囲に数多くを示していくことが必要かもしれません。
- 事務局 : 了解しました。ありがとうございます。
- 会長 : それでは公表の仕方は、気を付けたいと思います。他には如何でしょうか。
- B委員 : 意見対応表の NO.7 について、鳥羽駅を都市機能誘導区域に追加したことによる都市機能誘導区域の面積変化を確認しておいた方がよいと思います。立地適正化計画策定による補助金制度で都市構造再編集

中支援事業がありますが、用途地域の面積に占める都市機能誘導区域の割合が50%以上の場合は、国費率を45%に引き下げられることとなります。前回の資料を拝見した時に、鳥羽駅追加前の時点で既に50%ぎりぎりであったので、ご確認をお願いします。

事務局 : ありがとうございます。確認させていただきます。

会長 : それでは確認をお願いします。鳥羽駅が準工業地域になっているという歴史的な経緯は分かりませんが、珍しいケースだと思います。

では他に何かご意見やご質問はございませんか。

(意見無し)

私からの意見になりますが、文書を修正したところに誤字脱字がありましたので、また確認していただき修正をお願いします。

事務局 : 申し訳ございません。了解しました。

会長 : それでは事項書の議題(1)誘導施設の検討について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : (資料1 誘導施設の検討について説明)

会長 : ありがとうございます。それではただ今の説明に対して、委員の方から質問やご意見はありませんか。如何でしょうか。

B委員 : 都市機能誘導区域外で誘導施設を建てる際は、届出が必要になってきますので、届出対象であるかどうかを判断しやすくするために、具体的な面積基準を定義しておくことが推奨されると思います。ここでスーパーマーケットやドラッグストアは、面積基準が定義されていないようですが、規模に関係なく区域外に建てる場合は、全ての施設が届出の対象になるのでしょうか。

事務局 : 商業施設でいうと、ドラッグストア以外は面積基準を定義しています。ドラッグストアについては、商業統計産業分類表及び業態分類表において、具体的な面積基準が定義されていませんでしたので、記載をしておりません。そのため、委員ご指摘のようにドラッグストアに関しては、面積要件に関わらず全ての施設が届出の対象となると考えています。

会長 : 鳥羽市の場合ですと、今後人口1万人を下回った場合に如何にまちを持続させていくのが課題になるので、小規模なものを含めて全てを対象に含めてもらって良いと思います。

はい、ご質問ありがとうございました。他に如何でしょうか。

(意見無し)

よろしいでしょうか。何か質問がありましたら最後に発言いただいても構いません。誘導施設の内容につきましても、大分充実してきていると思います。

それでは、議題（２）防災指針の検討ということで、これは今回初めて提出される議題となります。それでは説明をお願いします。

事務局 : (資料２ 防災指針の検討について説明)

会長 : 説明ありがとうございました。それでは説明がありました防災指針についてですが、質問やご意見があればお願いしたいと思います。

C委員 : 資料２の 1.13 ページから 1.14 ページのところですが、都市計画とは別にはなるかもしれませんが、外国人住民の方やその子供が増えている中で、避難場所のピクトグラムによる整備も必要になると思いますが、それについては防災部局が担当になるので、こちらで意見しても良かったでしょうか。

事務局 : 基本的にこの計画に載せる内容につきましては、既存の防災関連の計画等に位置付けられたものになります。現在の防災関連計画での位置付けについては、改めて確認させていただきます。

また、ここに書かせていただいた施策は、国土強靱化地域計画や地域防災計画の施策を網羅している訳ではなく、ある程度抜粋して載せてあります。具体的な内容は、委員の皆様のご意見をいただき、防災部局とも調整させていただければと考えています。

C委員 : 外国人の方が増えていますので、外国人にも分かりやすいような工夫を入れていくことが、避難場所の確保とともに必要なことであると考えましたので意見させていただきました。

事務局 : 必ずしもどこかの計画に書いていなければならないという訳ではありませんが、今後防災部局との協議の中で、必要ということであればこちらに書かせていただくことになると思います。また、外国人観光客が来た時にその様な対策も重要とのことでしたら、鳥羽市の特性でもありますので、きちんとここに表現することもできるのではないかと思います。

会長 : はい、どうもありがとうございます。なかなか立地適正化計画だけでは書けないのですが、帰宅困難者対策であるとか鳥羽市は観光地であるため、そのような内容についても入れることができれば良いと思います。ただ、その分野の計画がないと、いきなり書くことはできないと思います。ご指摘の通り、観光地なので今後やらないといけない対策については多いと思います。ご意見ありがとうございました。

D委員 : 前回から参加させていただいていますので、これまでの議論で意見が出ていれば重複になり申し訳ございません。高潮のリスクや雨水出水のリスクについて資料 2 の 1.1 ページに書かれています。高潮については今年 3 月に県が公表したデータがあります。雨水出水についてはまだデータが無い状況ですが、高潮について資料に反映してもら

うことはできないでしょうか。

会長 : いかがでしょうか。

事務局 : 今現在時点の把握しているハザードを基に検討をしておりますが、高潮のハザードがあったとしても、それ以上に津波災害のハザードや洪水のハザードの方が範囲をカバーしている可能性が高いと考えておりますが、それについてもきちんと確認させていただきたいと思えます。もしも高潮でリスクとなるエリアがさらに広がるのであれば、居住誘導区域から除外する必要性があるかもしれません。あったとしても影響を受けないかもしれませんが、一度確認させていただきます。

会長 : 今年の3月に県が高潮を公表したのでしょうか。

D委員 : はい。

会長 : そうですね、分かりました。三重県では、津波を優先して高潮はあまりやってこなかった印象です。他県では高潮のハザードマップが出ているところもありますが、分かりました。間に合うのであれば反映し、間に合わないのであれば、次回見直しの際に分析することについて、注釈を入れておくのは如何でしょうか。

事務局 : はい。了解しました。

会長 : ご意見ありがとうございます。他には如何でしょうか。

D委員 : 続けて何点かよろしいでしょうか。1.4 ページと 1.5 ページに災害のリスクが書かれていますが、1.4 ページは洪水と土砂、1.5 ページは津波と土砂が重ねられています。両方とも土砂が重ねて表現されていますが、1.4 ページは風水害を想定した土砂災害、1.5 ページでは地震・津波を想定した土砂災害という認識でよろしいでしょうか。

事務局 : 図面を分けた目的としましては、重ねる情報が多すぎて図面として見にくいということが理由になります。土砂災害ハザードは、地震時のものと大雨等のものとの区別はないと認識しています。

D委員 : 続けてよろしいでしょうか。それでは 1.4 ページと 1.5 ページの土砂災害ハザードは同じであるということでもよろしかったでしょうか。両方のページに同じ土砂に関するコメントが書かれていますが、これだと見にくいと思いました。

また、吹き出しでコメントが書かれていますが、1.4 ページに「災害時に配慮を要する都市機能が洪水浸水想定区域内に多く立地」と書かれていますが、これは他の区域にも共通して言えることであり、ここに特記して言えるものではないと思えます。赤崎駅周辺にも作業所などの施設も多くありますので、この場所に限った話ではないと思えます。

また、1.5 ページに「津波避難場所の徒歩圏外となっており…」と

記載がありますが、市指定の避難場所はありませんが、まちで決めた避難場所があり、基本的にどの地区もまちで決めた避難場所には避難が可能になっていますので、そのように表現できるようにしていただきたいと思います。

事務局 : 一度確認させていただきたいと思います。

現在の資料は、複合災害の視点で図面を分けています。地震による津波と土砂、大雨による洪水と土砂は、それぞれ複合災害の恐れがありこのような表現になっております。ご意見を踏まえて、洪水、津波、土砂と3つあるとしたら、3種類の地図に分けた方が見やすいかもしれません。見せ方の問題も含めて再度検討させていただきたいと思います。

会長 : どうもありがとうございます。では引き続き検討をお願いします。他の委員の方、如何でしょうか。

B委員 : こうして欲しいということでもなく参考としてお伝えしたいのですが、1.14 ページの「低減（ソフト）」の取り組みのところですが、他の自治体の書き方で、地域住民のコミュニティ強化に関して、記載しているところがありました。互助による対応力強化という観点ですが、静岡県沼津市では「防災・減災をきっかけとした地域コミュニティの強化」というように記載がありましたので、参考にしていただければと思います。地域コミュニティ強化によって、まちの賑わいづくりの方にも波及効果が得られると考えられます。

また、最近の防災指針では、浸水シミュレーションによるリスクの可視化などの防災DXを位置付ける自治体の事例も増えています。鳥羽市でも「鳥羽市DX推進方針」が定められており、防災DXの位置づけが書かれてあるため、場合によっては立地適正化計画にも記載があっても良いのではと感じました。

会長 : ありがとうございます。検討いただけますか。

事務局 : はい。防災部局と調整して、こちらにしっかりと反映できるように検討させていただきます。ご意見ありがとうございます。

会長 : A委員、如何でしょうか。

A委員 : 1.8 ページの防災まちづくりの将来像が「災害に強く、安全に暮らせる防災都市」になっていますが、どこにでもありそうで、ありふれたものになっているので、もう少し鳥羽らしさを加えては如何でしょうか。これだけ災害リスクが高いですよと言いながら、安全に暮らせるという表現もどうかと思ひまして。

事務局 : 的確なご意見ありがとうございます。もう一度見直しさせていただきます。都市マスタープランにおけるまちづくりの目標と合わせてい

る訳ですが、思想がそれに即しておれば構わないと思いますので、立地適正化計画ならではの、鳥羽市ならではの表現が可能でしたらそちらの方が優先して採用したいと思います。

会長 : よろしくお願ひします。それでは他に如何でしょうか。

私からもよろしいですか。他の委員の方のご発言とも重なる部分があるのですが、1.2 ページの「浸水実績」について、表に書かれています。これは最近の浸水実績について書かれているのでしょうか。過去まで遡るときりがないと思いますので。江戸時代にも南海トラフ地震が起きて鳥羽藩も大きな被害を受けていますし、国崎町などでは高台移転もしていますので。意見としては、どこまで遡って実績を書くことにしますか。

事務局 : 浸水被害を受けた位置情報を地図上で確認できるのが、平成 27 年（2015 年）台風 18 号、及び平成 29 年（2017 年）台風 21 号のみだと考えています。

会長 : そのことについて、注釈をつけておいた方が良くと思います。

それから 1.4 ページと 1.5 ページのこの図は、先ほどもご意見いただいたようにもう少し見やすくなるの良いかなと思います。等高線を抜いた方がより見やすくなるのではないのでしょうか。等高線を入れるとよりリアルで地形が分かりやすいですが、等高線を抜くと白いところがよりはっきりと分かりやすくなります。それぞれ一長一短ありますので、また検討していただきたいと思います。

また、図上に吹き出しでコメントを入れているところも、やるのであればもっと多くの吹き出しを入れて説明してはどうかと思いました。鳥羽市民の方もできるだけ分かっていたきたいということで、それを示したいということだと思います。ただ、吹き出しでどこまで書くのかという問題もあると思いますが。また、難しければ実現できないかもしれませんが、できれば地区ごとの拡大図があった方がより分かりやすいかもしれません。都市計画区域全部を一枚にするとこのような図になり、ハザードマップを知っている人には分かると思うのですが、知らない人には分からない資料になってしまいます。これは表現の問題なので、また検討していただければと思います。

1.8 ページについては、私も A 委員と同じ意見で、もう少し鳥羽らしさが出せないかと思います。また、1.9 ページ以降についても、具体的な取組方針を記載することになります。この前の章になる居住誘導区域の設定についてもかなり慎重に検討し、都市機能誘導区域についても、単独都市機能誘導区域と重複都市機能誘導区域に分けた他市には無いような新しいゾーニングを打ち出していますので、そのよう

な特徴を取り組み方針に書いていただければと思います。市の中心部のところも津波の2メートル以上の浸水想定があるので、居住誘導区域から外していった特徴もあります。その特徴を踏まえて防災指針を設定するというような文章を入れていただければと思います。その前まで打ち出している鳥羽らしさというところを、防災指針でも打ち出して、繋げていただければと思います。

それから1.13ページから1.14ページにかけて、具体的な取り組みが書かれていますが、ここの結論部分が凄く重要であると思います。これも提案になりますが、「回避」と「低減」に分けて記載することは良いとして、「低減」については「ハード」と「ソフト」に分かれています。また、「回避」についても「ハード」と「ソフト」に分けることは難しいでしょうか。

事務局 : 高台市街地の整備となれば「ハード」になると思いますが、ここで書いているのは高台市街地の検討ですので、「ソフト」に該当すると思われる。

会長 : 分かりました。「回避」については、直ぐに何か「ハード」に関する取り組みを実行することは難しく、「ソフト」に関して方針を決めるという取り組みであれば、「回避」の下に「ソフト」と書いていただければ良いと思います。「回避」は「ソフト」施策に特化していることが分かり、誤解が無く良いと思いました。

それと1.14ページの中段にある「空家対策」がありますが、これについては「ハード」と「ソフト」に取り組みを分けることが出来ると思います。「ハード」面ですと、危険な特定空家を除却していかなければなりませんし、また実態調査や周知についても必要で、それは「ソフト」に該当すると思います。

私からの意見は以上になりますが、よろしいでしょうか。

事務局 : 分かりました。

会長 : では他の委員の方からの意見はよろしいでしょうか。

E委員 : 他所の市町では、津波避難タワーを随分と整備してきました。本市の場合は、山など高い場所に避難することが基本になっています。佐田浜エリアでは、マリントーミナルや今度ミジュマル公園もできますが、市民や観光客、小さな子どもを含めて、地震・津波が起きたときに果たして守れるのかと心配をしています。現在、津波避難タワーを作るような方針はございますか。私としてはお年寄りや子どもについては、想定通りに避難することが難しいのではないかと感じています。どこかに津波避難タワーのような施設が必要で、観光目的となるような施設も含めて、津波避難タワーがあっても良いのではないかと

の思いがあります。

会長 : お答えをお願いしてもよろしいでしょうか。

D委員 : 確かに伊勢市や志摩市では、津波避難タワーの整備が進められていますが、やはり地形が違うのではないかと感じています。他所にあるので鳥羽市にも必要というものではないと、担当者とは話をしているところです。避難場所への距離を確認し、実際に避難可能かどうかを検証しており、今の避難場所で避難可能であるとの認識をしています。

ただ、市長からも佐田浜エリアの安全性が確保されていることをはっきりと示すべきであるとの指摘を受けています。もう少し詳細に検討しながら、市内全域を見渡して津波避難タワーが必要かどうか検討していきたいと考えています。ただ一方で、津波避難タワーは階段での移動が強いられるため、車いすの方や足腰の弱い方など対応をどうするのか課題が残ることにもなり頭を悩ませているところです。

現在、三重県において南海トラフ地震に関して想定の見直しを行っています。市としても近いうちにそれを踏まえて、防災減災対策を検討していかななくてはならないと考えています。

また追加説明になりますが、佐田浜エリアでは、鳥羽国際ホテルを津波避難場所として指定しており、ホテルまで到達しなくてもその途中でも標高は高くなっていくため、そのことについても周知が必要であると認識しています。

E委員 : 戸田家ではなく国際ホテルが避難場所に指定しているのですね、それなら余計に遠く避難が困難ですね。

会長 : ご意見ありがとうございます。中心市街地の防災減災は最も懸念しています。マリンターミナルも東日本大震災の前に建てられていますので、東日本大震災の後でしたら3階以上の建物になっていた可能性があると思いますが、現状2階建てなので、避難場所には指定できません。佐田浜エリアで最も高い建築物が鳥羽一番街ですが、耐震性が不足しているため逃げ込むことができず、地震の際には逆に建物外へ避難しないといけません。もしも鳥羽一番街やパールビルが建て替わり、垂直避難できるのであれば、津波避難タワーの代替機能として使われる可能性があると思います。また、佐田浜エリアの駐車場周辺は、埋立地であるため、液状化により段差や凹凸ができ、歩くことも困難になることが想定されるのではないのでしょうか。

津波避難タワーについては、立地適正化計画で先行して位置付けることはできないため、まずは防災部局で検討していただければと思います。そこで方針ができれば立地適正化計画にも位置づけができると

思いますので、よろしく申し上げます。

他に防災指針についてご意見等ありますでしょうか。

(意見無し)

よろしいですか。ありがとうございました。

では議題(3)まちづくりフォーラムでの説明資料について、説明をお願いします。

事務局 : (資料3 まちづくりフォーラム説明資料について説明)

会長 : ただ今説明がありました7月に開催予定のまちづくりフォーラムについて、何かご質問ありますでしょうか。

(意見無し)

では私からよろしいですか。資料の3は市の方が説明するのでしょうか。

事務局 : はい。その予定です。

会長 : 分かりました。可能であればあまり制度の細かな内容について話はしなくてよいのではないのでしょうか。他市の事例や写真を多く使って説明してはどうでしょうか。津波が心配される沿岸部の地域をはじめ、他自治体の居住誘導区域や都市機能誘導区域の状況を載せてはどうでしょうか。また、三重県内の自治体における立地適正化計画の策定状況についても、それを示す一覧表があると計画を策定する必要性が分かって良いと思います。まずは市民に関心を持ってもらうことが重要ではないかと思います。ただ、制度の紹介で必要なところもたくさんあると思いますので、その判断については事務局のお任せしますのでよろしく申し上げます。

では、他にご意見、ご質問はいかがでしょうか。

(意見無し)

それでは、都市再生協議会委員の皆様につきましても、ご都合がつかれましたら、是非7月12日開催のまちづくりフォーラムに是非ご参加いただきたいと思います。また、鳥羽駅周辺エリア再生ビジョン関係の委員の方にもご出席いただくよう案内いただけますでしょうか。

E委員 : はい。案内させていただきます。

会長 : 内容も共通する部分が多いと思いますので、よろしく申し上げます。それではよろしいでしょうか。それでは無いようであれば、事項書3その他になりますが、委員の皆様から補足したい点等ございますか。

A委員 : 資料1の1.12ページの表を見ていて思ったのですが、「誘導施設に設定する/しない理由」と書かれている部分ですが、理由が書かれていれば良いと思うのですが、そうではなく「位置づけます」との表現になっています。見ている人がどういうことなのかと混乱するといけま

せんので、文書の表現は少し丁寧にしていただきたいと思います。「エリア」という言葉を使いながら、別のところでは「地区」という言葉が使われています。事務局との間で丁寧に調整していただければ良いと思います。

会長 : 事務局で調整していただき、揃えて頂きますようお願いします。

事務局 : 了解しました。

会長 : それでは補足のご意見よろしいでしょうか。

(意見無し)

それでは、どうもありがとうございます。確か前回の協議会は居住誘導区域と都市機能誘導区域の設定の在り方について議論しましたので、2時間を超える大変長い会議になりましたけども、色々良い意見を沢山いただきまして、ありがとうございました。本日は、防災指針について検討しましたので、出された意見を踏まえて内容をレベルアップしていただきますようお願いいたします。大分骨格部分が出そろってきたなという印象になります。

では、事務局から補足事項はありますか。

事務局 : 今後のスケジュールについてですが、7月はまちづくりフォーラムと住民説明会を予定しておりますが、次回の協議会は、8月下旬に住民説明会で受けた修正などについて、9月下旬に誘導施策や数値目標などについて検討させていただきまして、11月にパブコメ案について、年明けに最終とりまとめについて協議会を開催予定になります。

会長 : ただ今のスケジュールについて、何かご意見等ございますか。

(意見無し)

よろしいでしょうか。

以上をもちまして第5回鳥羽市都市再生協議会を閉会させていただきます。

なお、次回の会議は、7月の住民説明会後の8月下旬を予定しています。後日、事務局から案内文書を送付いたしますので、よろしくお願いたします。

本日はどうもありがとうございました。

以 上